

2023年4月入学

## 慶應義塾大学大学院入学試験問題

法務研究科

### 法律科目試験

### (商法・民事訴訟法・刑事訴訟法)

- 注 意
1. 指示があるまで開かないこと。
  2. この問題冊子は8頁ある。試験開始後ただちに落丁、乱丁等の有無を確認し、異常がある場合にはただちに監督者に申し出ること。
  3. 受験番号（2箇所）と氏名は、解答用紙（表）上のそれぞれ指定された箇所に必ず記入すること。
  4. 解答用紙の※を記した空欄内には何も書いてはならない。
  5. 解答は科目ごとに指定された解答用紙に書くこと。誤った解答用紙に解答した場合でも、解答用紙の交換や再交付の求めには応じない。
  6. 答案は横書きとし、解答用紙（表）の左上から、順次、実線内に一行ずつ書き進めること。
  7. 答案は、黒インクの万年筆またはボールペンで書くこと。
  8. この問題冊子の3、5、8頁は白紙である。下書きの必要があれば、この部分を利用すること。また、解答用紙を下書きに用いてはならない。
  9. 注意に従わずに書かれた答案、乱雑に書かれた答案、解答者の特定が可能な答案はこれを無効とすることがある。

# 商 法

## 〔問 題〕

次の【事実】を読んで、後記の〔設問〕に答えなさい。

## 【事実】

1. 甲株式会社（以下、「甲社」という。）は、P県Q市において、陶器の製造及び販売を業とする、公開会社でない会社である。甲社は、取締役会を設置しておらず、取締役はAのみである。甲社の総資産は1億円、純資産は7000万円、資本金は1000万円である。
2. Aは高齢であって、子供もなく、将来甲社の経営を担う後継者の心当たりもなかったため、甲社の廃業を覚悟のうえ、Q市にある甲社の唯一の工場（以下、「Q工場」という。）を他に売却して、引退することを決意した。Q工場の帳簿価格は3000万円であるが、時価は6000万円である。
3. 甲社の発行済株式総数の50%をA、30%をAの妹B、20%をAの弟Cが保有している。
4. Aは、B及びCにそれぞれ電話で連絡をとり、上記2の決意を伝えたところ、最初に電話で意見を聞いたBは賛成であったが、つぎに電話で意見を聞いたCは、Q工場を売却することに反対であり、なんとかして後継者を探して古くからの家業を継続すべきであると述べた。その直後、Cは持病で入院し、意識ははっきりしているものの、入院加療を続けている。
5. 上記4の一週間後、Aは、たまたま親戚の会合で居合わせたB及びCの息子Dに声をかけ、3人が集まったところで、上記2の決意を伝え、B及びDの了解を求めたところ、Bは改めて賛成したものの、Dは「私は父から詳しく話を聞いていないが、Q工場の売却には反対だと言っていた。この場で急にそんな話をするのはどうかと思う。」と述べた。
6. Aは、株主の多数の賛成があると考え、大手陶器メーカーの乙株式会社（以下、「乙社」という。）に対し、Q工場を時価の6000万円で売却する契約を締結した（以下、「本件契約」という。）。その際、乙社は、Aの申し入れにより、Q工場の従業員及び取引先を引き継ぐ形で操業を続けることに合意し、本件契約に係る乙社内の手続を適法に行った。なお、乙社は、上記3から5までの事実を知らず、また、知らないことに過失もない。
7. Aは、上記6の半年後に死亡し、Cの強い意向もあって、Dが適法に甲社の唯一の取締役に就任した。

〔設問〕 Dは、本件契約の効力を争いたいと考えている。甲社の立場において考えられる主張及びそれらの当否について、論じなさい。



# 民事訴訟法

## 【事例】

Xは、建設工事を主要な業務とする株式会社である。Yは、同じ地域において建設機械等の販売業を営んでいる株式会社であり、Xとは長年にわたって継続的に取引を行ってきた。Yは、先頃、本業ではない海外の金融商品に手を出した結果、巨額の損失を被った。そこで、Xの社長であったAに融資の相談をしたところ、Xから、返済期限2年、無担保、無利息の条件で、1億円を借り入れることができた。この融資から約1年が経過した頃、Aが死亡し、その娘婿のBがXの社長を継いだ。それから、さらに約1年が経過した頃、Xは、Yを被告として、金銭消費貸借契約に基づく1億円の貸金返還を求める訴えを提起した。

## 【設問】

以下の各問について民事訴訟法の観点から論じなさい。なお、問1と問2は相互に関連しない。

問1 この訴訟の口頭弁論において、Yは、Xから1億円の融資を受けた事実は認めたが、Aの生前に既にAを通じてXに弁済済みである旨を主張し、それを裏付けるための証拠を提出した。これに対し、Xは、Yのこうした主張と相容れない事実を述べて弁済を否認するとともに、それを裏付けるための証拠を提出した。裁判所は、審理を重ねた結果、Yの弁済の主張について、口頭弁論終結の段階に至っても、真偽いずれとも心証を得ることはできなかった。裁判所は、いかなる判決をすべきか。

問2 この訴訟の口頭弁論において、Yは、Xから融資を受けた1億円はAの生前にAを通じてXに弁済した旨を主張するとともに、かりに、この弁済の事実が認められない場合は、建設機械の売掛金の累計1億円で相殺すると主張した。裁判所は、両者が提出した主張と証拠を審理した結果、Xの主張するYへの1億円の融資の事実およびYの主張する相殺の抗弁をいずれも認め、Xの請求を棄却する判決を言い渡した。この判決に対し、Yは控訴することができるか。



## 刑事訴訟法

以下の各【事例】を読み、各【設問】の小問すべてに答えなさい。なお、解答は、問いの順序に従い、かつ、問いの番号を明記して記載しなさい。また、小問の末尾に使用行数についての指示がある場合には、必ずその指示に従いなさい。

### 【事例1】

Xは、以下のような住居侵入及び強制性交等致死の公訴事実で、H地方裁判所に公訴を提起された。

「被告人（X）は、令和4年2月1日午後9時30分頃、強制的にV（当時30歳）と性交しようと考え、H県I市J町1丁目2番3号所在のKアパート101号室V方の掃き出し窓から侵入した上、同室台所にいたVに対し、その顔面を手拳で殴打した上、その胸部や腹部を多数回足蹴にしたり、踏みつけたりするなどの暴行を加え、その反抗を著しく困難にして同人と性交しようとしたが、同人に抵抗されたためその目的を遂げず、その頃、同所において、同人を上記暴行による肋骨・腰椎の骨折、脾臓破裂などの傷害に基づく外傷性ショックにより死亡させたものである。」

### 【設問1】

- (1) 公訴事実の記載において、訴因の明示が求められる理由について論じなさい。（行数＝最大10行以内）
  
- (2) 上記公訴事実のうち、Vに対する強制性交等致死に係る部分は、訴因を明示した記載といえるかについて論じなさい。

【事例2】(事例1の事実に加えて、以下の事実があったものとする。)

裁判所は、公訴が提起された上記事件を公判前整理手続に付する決定をした。

Xは逮捕段階において、いったん、V方への住居侵入及びVに対する強制性交等致死の犯行(以下、「本件」という。)を自白したが、起訴前勾留期間の途中から、本件の犯人であること(犯人性)を否認するに至った。

公判前整理手続において、Xの弁護士Dが、Xの犯人性を争う方針を示したことから、検察官Pは、「かねてXがVと情を通じたいとの野心を持っていたこと」を介してXの犯人性を立証するため、Vが生前に交際していたWを証人として取り調べることを請求し、裁判所はこれを認める決定をした。

第2回公判期日において、Wが証人として尋問を受けた際、Wは、「本件の1週間ほど前、V方で二人で話していたところ、Vが、『自分は今の会社で勤めているのがいやになった。』と言うので、私がどうしてかと尋ねたところ、Vは、『同僚にXという男がいる。Xはすかんわ。会社でも飲み会でも私にちょっかいを出してきて、いやらしいことばかりする。』と言っておりました。」と証言した。

【設問2】

- (1) 刑事訴訟法320条1項が、「公判期日における供述に代えて書面を証拠とし、又は公判期日外における他の者の供述を内容とする供述を証拠とすることはできない」と規定する理由(伝聞証拠排斥の理由)について論じなさい。(行数=最大15行以内)
- (2) 検察官Pは、Wの上記証言からどのような推論をすればXの犯人性を立証することができると考えているか、その推論の過程について、具体的に説明しなさい。
- (3) Wの上記証言から、上記(2)で説明した推論の過程を経てXの犯人性を立証する場合、同証言(中のVの供述)は、刑事訴訟法320条1項の規定により証拠とすることができない証拠(伝聞証拠)に該当するかについて論じなさい。なお、Wの証言が伝聞証拠に該当すると解する場合は、それが証拠能力を認められるために満たすべき要件を規定する条項も摘示すること(要件を満たすか否かを検討する必要はない)。

